（届出書等の提出において名称を明らかにする措置）

第三十九条　届出書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三十七条第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則との関係）

第四十条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書の提出があったものとみなす。

（書類の提出）

第四十一条　（略）

様式第１（第２条関係）

輸送能力届出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第101条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

備考

１～３　（略）

４　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第10条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

５・６　（略）

様式第２（第４条関係）

特定貨物輸送事業者指定取消申出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第101条第３項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

（略）

備考

１～４　（略）

５　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第10条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

６　（略）

（届出書等の提出において名称を明らかにする措置）

第二十五条　届出書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十三条第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則との関係）

第二十六条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第二十三、様式第二十四又は様式第二十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第十四、様式第十五又は様式第十六による届出書の提出があったものとみなす。

（書類の提出）

第二十七条　（略）

様式第１（第２条関係）

輸送能力届出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第54条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

備考

１～３　（略）

４　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第８条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

５・６　（略）

様式第２（第４条関係）

特定貨物輸送事業者指定取消申出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第54条第３項の規定に基づき、特定貨物輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

（略）

備考

１～４　（略）

５　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第８条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

６　（略）